

令和8年(2026年)第3回ニセコ町議会臨時会

令和8年(2026年)5月21日(木曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 教育長就任の宣誓
- 5 専決処分した事件の承認について
(令和8年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 6 議案第1号 請負契約の締結について
(令和8年度ニセコミライ通電線共同溝設置工事)
- 7 議案第2号 請負契約の締結について
(ニセコ高等学校校舎改修工事(建築主体工事))
- 8 議案第3号 請負契約の締結について
(ニセコ高等学校校舎改修工事(電気設備工事))
- 9 議案第4号 請負契約の締結について
(ニセコ高等学校校舎改修工事(機械設備工事))
- 10 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 11 議案第6号 令和8年度ニセコ町一般会計補正予算
- 12 議案第7号 令和8年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算
- 13 議案第8号 令和8年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算

○出席議員(9名)

1番 高瀬 浩 樹	2番 大野 幹 哉
3番 高木 直 良	4番 榑 原 龍 弥
5番 高井 裕 子	6番 小松 弘 幸
7番 斉藤 うめ子	9番 篠原 正 男
10番 青羽 雄 士	

○欠席議員(1名)

8番 木下 裕 三

○出席説明員

町	長	田	中	健	人
副	町	山	本	契	太
会	計	藤		志	伸
総	務	齊	藤	徹	
総	務	尾	崎	文	哉
企	画	桜	井	幸	則
企	画	阿	南	孝	宏
企	画	川	埜	満	寿
町	民	工	藤	亜	津
保	健	富	永	匡	
農	政	小	貫	直	人
農	業				
農	業	石	山	智	
農	業	馬	淵	淳	
農	業	市	原	俊	樹
農	業	橋	本	啓	二
農	業	重	森	省	宏
農	業	森		玲	子
農	業	佐	々	木	一
農	業	大	野	百	茂
農	業	加	藤	紀	恵
農	業	淵	野	伸	孝
農	業	三	橋	公	隆
農	業	中	川	博	一
農	業	山	口	丈	視
農	業	樋	口	範	夫
農	業	佐	竹	三	幸
農	業				郎

○出席事務局職員

事	務	局	長	馬	淵	由	香
書			記	佐	藤	秀	美

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は9名です。

定足数に達しておりますので、これより令和8年第3回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において3番、高木直良君、4番、榊原龍弥君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（青羽雄士君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（青羽雄士君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者は、町長、田中健人君、副町長、山本契太君、会計管理者、藤志伸君、総務課長、齋藤徹君、総務課参事、尾崎文哉君、企画環境課長、桜井幸則君、企画環境課参事、阿南孝宏君、企画環境課参事、川埜満寿夫君、町民生活課長、工藤亜津子君、保健福祉課長、富永匡君、農政課長・農業委員会事務局長、小貫直人君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、馬渕淳君、商工観光課参事、市原俊樹君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、重森省宏君、上下水道課参事・企画環境課参事、森玲子君、総務係長、佐々木一茂君、財政係長、財政係長、大野百恵君、教育長、加藤紀孝君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、三橋公一君、総合教育課参事、中川博視君、学校給食センター長、山口丈夫君、こども未来課長、樋口範幸君、代表

監査委員、佐竹三郎君、以上の諸君です。

次に、木下裕三議員から、所用のため本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

◎日程第4 教育長就任の宣誓

○議長（青羽雄士君） 日程第4、去る5月2日、教育長に任命された加藤教育長から、ニセコ町まちづくり基本条例第26条第2項の規定により、就任時の宣誓を行いたいとの旨の申出がありましたので、これを許します。

教育長、加藤紀孝君。

○教育長（加藤紀孝君） 皆様おはようございます。

ただいま、青羽議長のお許しをいただきましたので、ここで発言をさせていただきます。

このたび、5月2日付けで教育長に就任いたしました、加藤紀孝でございます。町のため、町民のため、誠心誠意教育行政にあたってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、ニセコ町まちづくり基本条例第26条第2項の規定により、教育長就任時の宣誓を行います。

宣誓、私は教育長就任にあたり、その職務と職責を自覚するとともに、その職が町民の信託によるものであることを深く認識いたします。ニセコ町の「相互扶助」の精神による自治の実践を基本としまして、共に感じ、共に理解する、こういった「共感」を大切にしたい、ニセコらしい教育環境づくりに努めてまいります。

ここに、日本国憲法により保障された自治権の一層の拡充と、ニセコ町まちづくり基本条例の理念実現に向けて、誠実かつ公正に教育長の職務を執行することを固く誓います。

令和8年5月21日、ニセコ町教育委員会教育長、加藤紀孝。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（青羽雄士君） 以上で、教育長の宣誓を終わります。

◎日程第5 承認第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和8年度ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） おはようございます。本日1日、よろしくお願いします。

それでは、承認第1号の議案の1ページでございます。

日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和8年度ニセコ町一般会計補正予算）。

承認第1号は、本来議会において議決決定いただく事件について、議会開催のいとまがな

い場合など特定の場合に、町長が議会にかかわって事件の処分をする専決処分の承認でございます。今回は4月27日付けで専決をさせていただいた案件でございます。

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和8年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求める。

令和8年5月21日提出、ニセコ町長 田中健人。

次のページですが、これが4月27日付けの専決処分書でございます。

3ページ、これが予算の冒頭となります。

令和8年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和8年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億380万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年4月27日、ニセコ町長 田中健人。

次のページ、4ページ、こちらの第1表、それから6ページまでにつきましては、次に説明する内容の再掲でございますので、記載のとおりということで省略をさせていただきます。

7ページ、事項別明細書の歳出でございますが、今回の補正額は200万円ということで、財源内訳は全て一般財源で賄うという想定をしてございます。

次のページ、8ページになります。まず歳入でございます。20款1項1目1節の前年度繰越金200万円を歳入で賄うということでございます。

次のページ9ページでございます。歳出でございます。7款商工費、1項1目商工振興費、18節にぎわいづくり起業者等サポート事業補助200万円。こちらは小規模事業所の起業、事業継承、事業拡張などを支援するニセコ町にぎわいづくり起業者等サポート事業補助について、当初予算で2件分200万円を見込んでございましたが、既に2件分の交付決定を行っておりまして、追加で3件の活用が見込まれるという状況となっておりますことから、不足分について補正をさせていただきたいということで計上してございます。最後に、これらの内容につきましては、補正予算資料No.1において、今回の専決補正に伴い一般会計に変更が生じておりますので、変更後の各会計の総括、それから一般会計補正予算の内訳等を記載してございます。こちらについても審議の御参考としていただきたいと思います。と存じます。

これをもちまして承認第1号の説明を終了させていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

本件については、討論を省略いたします。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、承認第1号の件は承認することに決しました。

◎日程第6 議案第1号から日程第13 議案第8号

○議長（青羽雄士君） 日程第6、議案第1号 請負契約の締結について（令和8年度ニセコミライ通電線共同溝設置工事）の件から、日程第13、議案第8号 令和8年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算の件、8件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、本日の議題の最後までということで御説明を申し上げます。

3ページ、日程第6、議案第1号 請負契約の締結について（ニセコミライ通電線共同溝整備工事）について御説明をいたします。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

記

- 1、契約の目的 令和8年度ニセコミライ通電線共同溝設置工事
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約の金額 1億1,110万円
- 4、契約の相手方 虻田郡ニセコ町字里美61番地1、牧野工業株式会社、代表取締役 牧野雅之

令和8年5月21日提出、ニセコ町長 田中健人。

本事業は、本町における住宅不足の解消に加え、地域経済の循環とCO2の削減を両立するSDGs未来都市構想の中核をなす街区形成工事ということでございます。計画につきましては順調に進んでございまして、このたび計画区域内の防災、例えば地震だとか豪雪などの防災、それから景観保全、歩行空間・交通安全の改善、インフラの長寿命化を目指して、道路敷地内の一部を無電柱化するという工事でございます。主な施工内容として、延長が450メートル、電線共同溝を整備いたしますが、無電柱化工事としてはこれが最終年度となります。

契約金額が5,000万円を超えることから、議会の議決を求めるというものです。令和8年4月9日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から、指名競争参加資格者のうち工事实績を考慮して、倶知安町の事業者3社、ニセコ町内の事業者2社、札幌の事業者1社、小樽の事業者1社を指名をいたしました。令和8年5月

20 日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が 1 億 250 万円、最低額が 1 億 100 万円となりまして、牧野工業株式会社に落札したというものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率につきましては 97.6%でございます。工事の工期については、議決後令和 9 年、来年の 1 月 15 日までを予定してございます。

なお、当該工事の財源につきましては、社会資本整備総合交付金事業が 50%、それから過疎債が残りの 50%、これを活用して実施をするという内容になってございます。

議案第 1 号に関する説明は、以上でございます。

続きまして、議案の 4 ページでございます。日程第 7、議案第 2 号 請負契約の締結について（ニセコ高等学校校舎改修工事（建築主体工事））について御説明をいたします。

議案第 2 号 請負契約の締結について（ニセコ高等学校校舎改修工事（建築主体工事））。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によって、議会の議決を求める。

記

- 1、契約の目的 ニセコ高等学校校舎改修工事（建築主体工事）
- 2、契約の方法 指名競争入札
- 3、契約の金額 1 億 1,473 万円
- 4、契約の相手方 虻田郡ニセコ町字本通 137 番地、株式会社浦野工務店、代表取締役 浦野隆志

令和 8 年 5 月 21 日提出、ニセコ町長 田中健人。

本件は、ニセコ国際高等学校において、令和 9 年度から使用できる普通教室の増設を行うことのほか、保健室・トイレ・生徒会室・印刷室・生徒用更衣室など各教室等の改修、それから外壁の補修、網戸の設置など学習環境の整備を行うものでございまして、これにつきましても契約が 5,000 万円を超えるということから、議会の議決を求めるというものでございます。

令和 8 年 4 月 15 日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から、指名競争参加資格者のうち工事实績を考慮して、ニセコ町の事業者 2 社、倶知安町の事業者 3 社、小樽市の事業者 1 社、札幌市の事業者 1 社を指名いたしました。令和 8 年 5 月 20 日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が 1 億 770 万円、最低額が 1 億 430 万円となりまして、株式会社浦野工務店に落札したというものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率でございますが、99.7%でございます。工事の工期については議決の後、令和 9 年 3 月 1 日までを予定してございます。

なお、当該工事の財源につきましては、元利償還金の 70%が交付税で充当される過疎債を活用して実施をいたします。

議案の第 2 号に関する説明は、以上でございます。

続きまして、5 ページでございます。日程第 8、議案第 3 号 請負契約の締結について（ニセコ高等学校校舎改修工事（電気設備工事））について御説明をいたします。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

記

- 1、契約の目的 ニセコ高等学校校舎改修工事（電気設備工事）
- 2、契約の方法 指名競争入札。
- 3、契約の金額 9,152万円。
- 4、契約の相手方 虻田郡ニセコ町字本通141番地、株式会社本間商店、代表取締役 本間邦男。

令和8年5月21日提出、ニセコ町長 田中健人。

本件は、先ほど議案第2号で御説明しましたニセコ高等学校校舎改修工事（建築主体工事）のほか、電気設備工事といたしまして、照明施設及びコンセント設備の改修、受変電設備の更新、電話線やLANなどの通信設備の新設、火災報知設備の更新などを行うものでございまして、こちらにつきましても契約金額5,000万円を超えるということから、議会の議決を求めるというものでございます。

令和8年4月15日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から、指名競争参加資格者のうち工事实績を考慮して、ニセコ町の事業者1社、倶知安町の事業者1社、京極町の事業者1社、蘭越町の事業者1社、共和町の事業者1社、岩内町の事業者2社を指名いたしました。令和8年5月20日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が8,500万円、最低額が8,320万円となりまして、株式会社本間商店に落札したというものでございます。

なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率については、98%でございます。

工事の工期については、この議決をいただいた後令和9年3月1日までを予定してございます。

なお、こちらの工事の財源につきましても過疎債を活用する予定ということでございます。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

次の6ページをお開きください。

日程第9、議案第4号 請負契約の締結について（ニセコ高等学校校舎改修工事（機械設備工事））について説明いたします。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。

記

- 1、契約の目的 ニセコ高等学校校舎改修工事（機械設備工事）
- 2、契約の方法 指名競争入札。
- 3、契約金額 5,280万円。
- 4、契約の相手方 虻田郡ニセコ町字本通141番地、株式会社本間商店、代表取締役 本間

邦夫。

令和 8 年 5 月 21 日提出。ニセコ町長 田中健人。

本件は、先ほど議案第 2 号と 3 号で御説明しましたニセコ高等学校を校舎改修工事の建築主体工事、電気設備工事、このほかここで機械設備工事として、エアコンの新設、給排水設備の改修、換気設備の改修などを行うものでございます。こちらも契約金額が 5,000 万円を超えるということから、議会の議決を求めるというものです。

令和 8 年 4 月 15 日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から、指名競争参加資格者のうち工事実績を考慮して、ニセコ町の事業者 3 社、倶知安町の事業者 1 社、蘭越町の事業者 1 社を指名いたしました。令和 8 年 5 月 20 日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が 4,953 万円、最低額が 4800 万円となりまして、株式会社本間商店に落札したというものでございます。

なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率は 98%でございます。

工事の工期については、議決の後来年 3 月 1 日までを予定してございます。

財源につきましては、こちらも過疎債を充当するという事で想定をしてございます。

議案第 4 号に関する説明は、以上でございます。

続きまして、7 ページでございます。日程第 10、議案第 5 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 5 月 21 日提出、ニセコ町長 田中健人。

次のページ 8 ページをお開きいただきたいと思います。下の提案理由を読み上げます。本年 4 月から進めている教育委員会の機構改革において、今後の幼児センター運営の安定的継続性の確保に鑑み、園長を補佐する副園長の職を管理職として新たに置くことにより、センター全体の運営機能を強化したいということ、あわせて、これまで会計年度任用職員として配置してきた園長の職についても、今後一般職から管理職としての任用を可能としたいということでございます。これらにより、事務を掌理する幼児センター長とともに、園務を掌理する園長及び副園長 3 名の管理職体制により幼児センターを運営し、あわせて所属職員への指導力向上とともに、職員の業務意欲の向上を目指すものでございます。

以上の理由から、本条例を提出するとしてございます。

同じページの上でございますが、議案の本文でございます。ただいまの提案理由を反映し、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正します。第 11 条の 2、第 1 項中、幼児センター長、次に、幼児センター園長、幼児センター副園長を加えるということでございます。附則でございますが、この条例は令和 8 年 6 月 1 日から施行するとしているものでございます。

次に、8 ページ一番下の条例改正に伴う住民参加の状況でございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第 57 条により、当該改正条例案を令和 8 年 5 月 8 日から 5 月 17 日までの間ニセコ町掲示板及びニセコ町ホームページで掲載いたしまして、意見を募集いたしました。

特に意見はございませんでした。

議案第5号に関する私からの御説明は以上でございますが、続きまして、加藤教育長から追加説明をさせていただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 加藤教育長。

○教育長（加藤紀孝君） それでは、続いて私のほうから、ただいまの議案第5号に関しまして追加説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、この条例改正の新旧対照表を添付をしておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

今回の条例改正案でございますが、提案理由のとおり教育委員会の機構改革の一環によるものでございまして、その改革の全体像について私から説明を申し上げます。教育委員会機構改革説明資料を御覧ください。

まず1、今回の機構改革の目的と概要です。教育行政の業務改善、こうしたものなどを目的にしまして、職員の意欲向上、それから、組織力強化を目指したいと思っております。組織を今回再編成しまして、社会教育、社会体育、こうしたものにも力を注いでいくとともに、各管理職がリーダーシップを発揮しやすい執行体制に改めて再編成したいと思います。また、これとともに組織力強化の一環として、幼児センターに副園長という新たな職を設け、センターの管理運営機能を図ります。これらを6月1日から実施をしてみたいと思っております。今回御審議いただくのは、この幼児センターの職員配置、管理職員の配置についてでございますが、これを含め、教育委員会事務局の課の再編成、そして最適な人材配置によりまして、教育行政が一方に偏ることなく、各般にわたりまして各管理職のリーダーシップのもと執行できるように、これまでの体制を見直したいと考えております。

続きまして、2、機構改革の内容でございます。①に記載のとおり、まず課を再編成いたします。これに伴いまして、職員採用、職員人事につきましては、職員定数の範囲内で町部局と連携をして当たりたいと思います。また、関係する補正予算がありましたら、同様に今後整理をして必要なものを上程をさせていただきます。次のページ、②幼児センターに副園長職を新設。こちらについてですが、今回この副園長職を新たに設けまして、外部からではなく所属職員の中から副園長職を登用してみたいと考えております。学校の教頭の職と同等の立場といたしまして法令上位置づけたいと思います。また、今回園長職についても見直しをあわせて行います。例えば、副園長から園長に昇格する場合など、内部の職員が園長職につくような場合、幼児センター長との兼任などではなく、単独の管理職として園長職についても配置をし、園務に専念してもらいたいと思っております。なお、現在の園長は会計年度任用職員としての任用でございますが、事情により今後も外部から採用するような場合には、引き続き会計年度任用職員の現行の制度にのっとり任用することも考えてまいります。このように一般職員と会計年度任用職員とそれぞれの立場で、フレキシブルに内部人材であったり外部人材であったりというように、園長職については今後考えていきたいと思っております。

次に3、職員定数管理の状況でございますが、こちらは記載のとおりでございます。今回の機構改革においても定数内に収まる見通しであります。

最後に4、例規整備や予算措置につきましても記載のとおりであります。今後精査がまだまだ細かい点を含めて必要な点も残っております。こちらは教育委員会内部での検討、そして必要な例規改正も含めて引き続き整理をしまいたいと思っております。

以上で、議案第5号についての私からの追加の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） ただいまの教育長の御説明により、これをもって議案第5号に関する説明を終了させていただきたいと存じます。説明を継続してまいります。

補正予算の議案、1ページをお開きいただきたいと存じます。日程第11、議案第6号 令和8年度ニセコ町一般会計予算補正予算について説明をいたします。

令和8年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ423万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億804万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年5月21日提出、ニセコ町長 田中健人。

2ページ第1表から4ページにつきましては、後に御説明をする補正への内容の再掲でございますので省略をさせていただきます。

5ページを御覧いただきたいと存じます。今回の補正額は合計で423万7,000円でございます。内訳ですが、国道支出金1,700万8,000円で一般財源が1,277万1,000円の減ということになります。

それでは、9ページに飛んでいただきまして、歳出から御説明をいたします。2款1項16目町民センター費、14節町民センターエアコン設置工事280万5,000円の計上です。夏季の熱中症対策及び利用者からの暑さに対する苦情への即時対応をすべく、現在、館全体の空調設備改修の有無を含めて検討中でございます。ただし、現在において即時対応を要する緊急避難的措置といたしまして、2階西側の研修室2、4、5に家庭用エアコン各1台ずつを設置するというための補正でございます。それから、17目職員給与費は財源内訳の変更でございます。後ほど御説明をさせていただきますことも家庭センター設置に関わりまして、交付される支援金が職員人件費に充当できるということから、人件費に充てる一般財源を1,450万8,000円減額をいたしまして、国道支出金を同額分増額しているということで財源内訳の変更でございます。

続きまして10ページ、3款2項1目児童措置費、10節消耗品費71万円。近年の物価上昇から、高額となっておりますランドセル代について、ランドセルに代わる通学用のかばんを

希望する家庭、これは令和9年度小学校入学児童を想定してございますが、配布するという
ことで、子育て世帯の経済的負担軽減と軽量なかばんの使用により児童の身体的負担軽減
を図るということで補正をさせていただきたいというものでございます。内訳につきましては、この費用により50個分を用意するという補正内容でございます。その下、17節備品
購入費については、全体で350万6,000円の補正です。令和8年度中に国の施策によりま
して全国で設置をいたしますこども家庭センターについて、ニセコ町においてもその開設
に当たり必要な備品等を購入するための補正でございます。なお、こども家庭センターは母
子保健機能と児童福祉機能を一体的に提供する相談窓口のことでございます。妊産婦や子
育て家庭に早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を実施するために、ニセコ町にお
いてもこの支援窓口を設置するというものでございます。予算でございますが、まず事務用
備品31万6,000円の内訳につきましては、事務用デスクワゴンが20万3,500円、それか
ら職員用椅子が11万2,200円でございます。その下、一般備品5万円はこども家庭センタ
ーを表示する木製スタンドでございます。コンピューター機器備品14万円は当該事務を行
う職員用PC1台ということです。その下、自動車300万円は当該業務を行う公用車1台分
の補正ということでございます。こども家庭センターに関する費用は以上でございます。

11 ページ、4 款 1 項 1 目 18 節簡易水道事業補助 409 万 6,000 円。これにつきましては後
ほど議案第 7 号で御説明申し上げますが、簡易水道事業会計の増額に伴う繰出金の増額補
正でございます。

12 ページ、6 款 1 項 6 目 18 節農業集落排水事業補助 700 万円の減額。これも後ほど議案
第 8 号で御説明をいたしますが、蘭越町の施設を活用し本町と蘭越町が共同で実施してい
る下水処理、ニセコ町側は西富・昆布地区が該当になるということになります。これにつ
いて起債活用により一般財源を減額することから、一般会計から企業会計の補助金の減額
補正となるというものでございます。

続きまして 13 ページ、8 款 6 項 1 目 18 節公共下水道事業補助 52 万円。特定環境保全公
共下水道事業会計の増額に伴う繰出金の増額補正ということで、内訳は議案第 8 号で御説
明を申し上げます。

戻っていただきまして、6 ページ歳入でございます。15 款国庫支出金、2 項 2 目 2 節こど
も子育て支援交付金 1,360 万 7,000 円の歳入計上でございます。国の施策により、全国の
自治体に設置するこども家庭センターに関する交付金でございます。開設費用として総額
2,041 万 1,000 円を想定してございますが、その 3 分の 2 がこの金額でございまして、国費
として交付されるということでございます。

次のページ、16 款道支出金、2 項 2 目 2 節こども子育て支援交付金 340 万 1,000 円の計
上。同じくこども家庭センターに関する北海道の交付金ということで、先ほどの金額の 6 分
の 1 が道費から交付されるということで、ここに計上してございます。

続きまして 8 ページ、20 款繰越金 1 項 1 目 1 節前年度繰越金 1,277 万 1,000 円の歳入の
減額でございます。歳入歳出の均衡を図るというためにこども家庭センター設置による補

助金歳入増、それから企業会計に対する補助金の減額などを、前年度繰越金予算で調整をしているということでございます。

最後にすいません、ちょっと訂正をさせていただきます。11 ページの 4 款 1 項 1 目 18 節の簡易水道事業補助金 409 万 6,000 円について、簡易水道事業会計に一般会計から繰出金ということで補正すると私が申し上げたようでございますが、これは補助金の間違いでございます。おわびして訂正をさせていただきます。それから 13 ページも同じ内容でございまして、公共下水道のに対する 12 万円の支出ということで、これも繰出金ということで、説明をさせていただきましたが、これは補助金の間違いでございますので、こちらも訂正をさせていただきます。大変失礼をいたしました。

今回の補正につきましては、補正予算の資料No.2 を御用意しておりまして、変更後の各会計の総括、一般会計補正予算の内訳をまとめてございます。審議の参考としていただきたいと思います。と存じます。

議案第 6 号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、同じく 15 ページ、議案第 7 号に関する説明でございます。簡易水道事業会計の補正予算でございます。

令和 8 年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算。

(総則) 第 1 条 令和 8 年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算は次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出) 第 2 条 令和 8 年度ニセコ町簡易水道事業会計予算、第 3 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

ここで次の項目を説明するに当たって、27 ページに飛んでいただきたいと思います。補正予算の明細書でございます。この右側を主に説明をいたします。簡易水道の収益的収入及び支出の支出の部分でございます。全体で 409 万 6,000 円の補正ということで、まず、委託料 245 万 2,000 円の内訳です。一つ目、右欄の一番上でございますが、精密水質検査委託料 145 万 2,000 円。この 3 月に国が定期的な検査を定めた P F A S、これは水をはじくなどの性質があり、フライパンの表面などに使われる 1 万種類以上ある有機フッ素化合物の総称ですが、ニセコ町の原水施設 12 か所、浄水施設 10 か所について、年 1 回以上の検査が国から義務づけられたことによる委託料の補正でございます。これはもちろんニセコ町以外も全て設けられております。その下、水道事業用地確定測量調査委託 100 万円は、民有地に敷設されている水源施設及びその水源からくる導水管について、町の使用権利の整理とそれを確定をさせるため、必要な地積測量図を作成するというものでございます。内訳は 10 万円掛ける 10 筆という想定をしてございます。その下、総経費でございますが、主に 4 月の人事異動に伴い、扶養手当 33 万円、一般職児童手当 60 万円、通勤手当 5 万 1,000 円、共済組合納付金 10 万 3,000 円の補正ということでございます。企業会計として切り分けられているということで、異動があった場合についてもこういうふうに給与の移動があるということでございます。その下、北海道自治体情報システム協議会負担金 56 万円。これにつき

ましては、新たに運用保守契約が必要となったことからの補正でございます。

1 ページ戻りまして収入でございますが、右の説明欄、収入の部分です。他会計補助金 409 万 6,000 円。これはただいま御説明をした支出を賄うため、町の一般会計から新たに補助金を受けるというための補正でございます。

15 ページにお戻りください。上から 3 行目、(収益的収入及び支出) 第 2 条の第 1 款第 2 項営業外収益と同じく第 1 款第 1 項営業費用、こちらについては共に先ほど御説明したとおり、409 万 6,000 円の補正をするということを示してございます。

それから中ほど上、(資本的収入及び支出) 第 3 条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。(資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 1224 万 8,000 円は、過年度損益勘定留保資金 2,210 万 6,000 円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,292 万 7,000 円、当年度損益勘定留保資金 4,721 万 5,000 円で補填をするもの)としてございます。

なお、今の説明につきましては当初予算のときに既に御了解いただいているということで、今回の補正に直接関係するところではございません。毎回このような形で載っているのちょっと混同されるかもしれませんが、読み上げさせていただいたのみということでございます。今回の補正については、この内容についての変更はございません。

次に 31 ページを御覧いただきたいと存じます。資本的支出でございます。水を売って水の料金をいただくという収益的収支と別に、資本的収支というのがあって、いわゆるその建物の維持管理だとか建物にかかるお金というところは資本的収支のほうにまとめているわけですが、その資本的収支でございます。右の欄、水道施設更新工事 1,226 万 5,000 円。この内訳についてでございますが、ニセコ地区水源井戸の揚水ポンプが経年劣化によりまして揚水量が低下し始めたため、ポンプの更新を行うというもので 931 万 7,000 円。市街地区高区配水地水位調整弁、通称ボールタップと呼んでおりますが、この調整弁の不具合が発生したことにより、交換工事の費用 294 万 8,000 円、合わせて 1,226 万 5,000 円の補正でございます。その下、ニセコ地区配水管更新工事 205 万 8,000 円。これは当初予算で計上したニセコ地区配水管更新工事について、原油高騰に伴う資材の急騰で当初設計額に不足が生じるというための補正でございます。

1 ページ戻っていただきまして 29 ページ、今の資本的収支の収入の部分でございますが、ただいま御説明した支出については、建設改良事業債、起債でございますが、こちらで全て賄います。内訳は右欄のとおり、簡易水道事業債(配水管更新事業) 205 万 8,000 円、同じく簡易水道事業債(水道設備更新事業) 1,226 万 5,000 円ということになってございます。これが収入でございます。

またお戻りいただきまして 15 ページ、議案のところでございます。中ほどの(資本的収入及び支出) 第 1 款第 1 項企業債、また、第 1 款第 1 項建設改良費は、これは先ほど御説明したとおり 1,432 万 3,000 円を補正ということを示してございます。

次の(企業債) 第 4 条 予算第 6 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び

償還の方法を次のとおり補正するとしておりまして、ただいまの起債金額 1,432 万 3,000 円の増額ということを示した表になってございます。

その下、(議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第 5 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改めるといたしまして、人事異動に伴う給与等の補正を記載してございます。

その下、(他会計からの補助金) 第 6 条 予算書第 9 条に定めた補助を受ける金額を次のように改めるといたしまして、町補助金を増額し、賄う補正額を再掲してございます。

令和 8 年 5 月 21 日、ニセコ町長 田中健人。

こちらまでが予算書ということでございます。

以下、16 ページ以降の実施計画におきましては、これまで御説明した内容の再掲とそれに伴うキャッシュ・フローの計算書、その次には企業会計内の給与総額の変更がありましたので、給与費明細書をつけてございます。また、補正を反映した貸借対照表の掲載もしてございますので、審議の参考としていただきたいと存じます。

大変申し訳ありません、ちょっと訂正でございます。27 から 30 ページの補正予算明細書の表題の部分ですが、最初に申し上げなければならないところでございましたが、例えば 27 ページ「令和 8 年度 4 月簡易水道事業会計補正予算明細書」と書いてございますが、これは 5 月ということの誤りでございますので訂正をさせていただきたいと思います。これが同じく 28、29、30 ページと続いておりますが、令和 8 年度 5 月の明細書ということで御確認いただきたいと思います。大変失礼をいたしました。

議案第 7 号の説明は以上でございます。

最後になりますが、32 ページ、日程第 13、議案第 8 号でございます。令和 8 年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算。

(総則) 第 1 条 令和 8 年度ニセコ町公共下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出) 第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

44 ページまで飛んでいただきたいと思います。下水道の支出の内容・内訳となつてございます。予算明細書の右欄を御覧ください。下水道事業会計の収益的収入及び支出の支出に当たります。全体で 688 万円の減額ということの補正でございます。まず一つ目ですが、昆布地区農業集落排水事業負担金 700 万円の減額。こちらは、当初収益的収支で予算計上していた蘭越町にある処理場の更新に係る蘭越町への負担金について、当該経費が起債対象となる可能性があるため、資本的収支のほうへ振替えます。その下、人事異動に伴い職員の扶養手当 6 万円と一般職員児童手当 6 万円を増額補正をいたします。

1 ページ戻っていただきまして、下水道のほうの収益的収入および支出の収入のほうでございます。他会計補助金 688 万円の減額ということで、職員給与等で 12 万円の増、それから蘭越町への負担金について起債に振り替えるということで 700 万円の減。補助金として

は 700 万円の減額ということになります。

31 ページにお戻りいただきたく存じます。予算書の頭の部分、(収益的收入及び支出)の第 1 款第 2 項の営業外収益、及び、第 1 款第 1 項の営業費用について、先ほど御説明を申し上げたとおり 688 万円の減額補正ということを示してございます。

次に(資本的收入及び支出)第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的收入及び支出の予定額を次のとおり補正するとしております。

ここでまた飛んでいただききますが 46 ページ、こちらで内容を御説明いたします。資本的收入及び支出の支出でございます。昆布地区農業集落排水事業負担金 700 万円。当該事業を起債対象とするため、収益的収支から資本的収支へ振替たということに伴う増額でございます。

1 ページ戻っていただきまして収入については、建設改良企業債で全て賄います。内訳は右欄のとおり、農業集落排水事業債 700 万円となります。

31 ページにお戻りいただきたく存じます。中ほど、(資本的收入及び支出)の第 1 款第 1 項企業債、また、第 1 款第 1 項建設改良費については、先ほど御説明したとおり 700 万円を補正するということを示してございます。

(企業債)第 4 条 予算第 5 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正するとしていたしまして、ただいまの負債金額 700 万円の増額を示してございます。

その下、(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)第 5 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改めるとし、人事異動に伴う給与等の補正を記載してございます。

その下、(他会計からの補助金)第 6 条 予算書第 9 条に定めた補助を受ける金額を次のように改めるといたしまして、町補助金を減額するという補正を記載してございます。

令和 8 年 5 月 21 日、ニセコ町長 田中健人。

以上が予算書でございます。

以下、33 ページ以降の実施計画においては、これまで御説明した内容の再掲とこれに伴うキャッシュフローの計算書、次の予算説明書では企業会計内の給与総額の変更がありますので給与の明細書をつけております。また、補正を反映した貸借対照表を掲載してございますので、審議の参考としていただきたいと存じます。

議案第 8 号の説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(青羽雄士君) これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、午前 11 時 20 分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 05 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第1号 請負契約の締結について（令和8年度ニセコミライ通電線共同溝設置工事）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第1号 請負契約の締結について（令和8年度ニセコミライ通電線共同溝設置工事）の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号 請負契約の締結について（ニセコ高等学校校舎改修工事（建築主体工事））の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

篠原議員。

○9番（篠原正男君） 2点お伺いをします。

まず最初に、今回の契約に至った入札に関わる応札数についてお伺いをしたいと思います。1回で終わったのでしょうか、それとも何回か行われたのでしょうか。

それから、直接は関係ありませんけれども、契約内容に含まれることとして、一般的に校舎の内側の工事というようなニュアンスで受け止めましたが、確か校舎の北側の窓枠なども老朽化が進んでいるのではないかなと思っておりまして、今回の工事の中に組み込めなかったのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（青羽雄士君） 三橋総合教育課参事。

○総合教育課参事（三橋公一君） 篠原議員の質問にお答えいたします。

今回の建築主体工事の入札の応札数は1回でございます。1回で落札が決まりました。

あと、今回の契約内容の中では確かに校舎の内側の部分が主となりますが、外側の部分で篠原議員のお話にありました窓枠の老朽化の部分については、今回の建築主体工事の中には含めてはおりません。窓枠の部分については、工事の中でも改めて確認をさせていただきまして、設計変更が可能なものかどうか、あとは窓枠の状況も見まして、どのあたりの改修ができるかどうか確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

大野議員。

○2 番（大野幹哉君） 1 点お聞きしたいと思います。

私 3 月定例会を欠席させていただきましたので、予算の説明もタブレットでちょっと拝見した形になっておりますが、この校舎の改修は令和 9 年の入学に向けてというふうに理解はしていますが、それでほぼ終わるのでしょうか。今生徒がいる中で、工事は多分夏休みや冬休みを中心としてやるのではないかなと思っているのですが、結局来年もまたここを改修しなければならないとか、そういった部分が残っているのか残っていないのかお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 三橋参事。

○総合教育課参事（三橋公一君） 大野議員の質問にお答えいたします。

まず、校舎の改修のほうにつきましては説明のとおり、令和 9 年度の新学生の入学の受入れに向けて進めているものでございます。今回の改修につきましては、校舎の中で予定どおり進めば今年度でだいたいの改修のほうは終わるということで考えております。ただ、いろいろ老朽化している部分も多々あるかと思いますが、もしかすると何かの修繕なりが必要になってくることもあるかもしれませんので、その際はまた逐一御相談をさせていただきたいと考えております。

あと工事のほうにつきましても、基本的には夏休みや冬休み、あるいは土曜日などに集中して大きな音が出るような工事を進めていくことになるかと思いますが、工事結構大きな工事になりますので、どうしても平日の日中、授業を行っている間の工事が出てくるかと思えます。できるだけ時間帯については、大きな音が出ないような工事をやっていただくような形で事業者さんにはお願いをしたいと考えております。できるだけ生徒の授業に影響がないような形で進めていくようにしたいと考えております。

また、工事のスケジュールもできるだけ 1 週間か 2 週間か、その辺りぐらいでスケジュール感を出していただきまして、それを学校の先生方にも共有いただいて、授業のやりくりなど工夫できるところはやっていただくような形でお願いをしたいと考えております。

以上になります。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

高井議員。

○5 番（高井裕子君） 議案について全部に言えるんですけども、提案というかルールが

ちょっと分かってないのでお聞きしますが、契約金額は税込み価格でもちろん書いていらっしゃるんですけども、副町長が説明してくださるときはどうしても税抜き金額で説明をされるので、私はちょっと暗算がそこまで得意じゃなくて金額が分からない時があるので、もし可能であれば今後契約金額のところの最後に税を別で括弧とかで書いていただけると非常に分かりやすいのかなと思います。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 承知しました。そのような形でさせていただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第2号 請負契約の締結について（ニセコ高等学校校舎改修工事（建築主体工事））の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号 請負契約の締結について（ニセコ高等学校校舎改修工事（電気設備工事））の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第3号 請負契約の締結について（ニセコ高等学校校舎改修工事（電気設備工事））の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号 請負契約の締結について（ニセコ高等学校校舎改修工事（機械設備工事））の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） この件につきまして、指選考委員会での議論についてお尋ねしたいと思います。先ほど採決されましたように、電気工事の事業者さんと今回の機械工事落札事業者さんが同一業者さんになっております。それで実施期間も全く同じになっております。先ほどの説明ですと、選定事業者はニセコ町内では3社というふうに説明があったと思います。それで、同一期間に同一事業者さんがこうした工事を請け負うことに伴う業者さんに対する負担はもちろんですけれども、こういった他に事業者さんがいなければ大変だと思うのですが、町内に3社ということであれば、指名選考委員会の選定の際にそういう配慮がされたかどうか伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 三橋参事。

○総合教育課参事（三橋公一君） 高木議員の質問にお答えいたします。

今回の電気設備工事と機械設備工事、確かに同じ事業者さんが落札で決定いたしました。こちらの指名選考委員会の業者の選定に当たりましては、電気設備工事や機械設備工事の指名登録を出されている業者さんになります。基本的には事業者さんがそういう届を出されているものですから、指名選考委員会の中では電気工事や機械工事それぞれに同じ業者さんを出させていただき、指名を行うという形で選考というか決定のほうをさせていただいたという形になっております。ですので、例えば電気があるから機械は指名から外そうとか、そういうところの議論はしておりません。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 経過は分かりました。ただ今後、例えば地域経済の活性化とかいろいろな点から配慮していただいて、ほかに技術者がいない、同一業者がいないというのであ

れば別なんですけども、ほかにも町内にいらっしゃるということも含めて、これは町内がとるとは限りませんよね、先ほど倶知安とか共和とか選定されたわけですけども、できるだけ地域経済を主にしたり、あるいは業者さんも業種の中身は違うと言っても同一機関であれば、社員の皆さんに対する負担とかを考えると、指名選考委員会の際には配慮があつて然るべきだったと思っております。これは私の意見ですけども、今後は配慮していただきたいと思います。町長、ご意見があれば伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 副町長。

○副町長（山本契太君） はい、ルールとしては特に何がということでもありませんが、ある程度の配慮みたいなものは考えられるところは考えさせていただきたいとは思いますが、ただ、今回どっちも手が挙がっているという中で、例えばここはこっちをとってほしいからこっちは遠慮してしてもらおうとか、實際上それでよろしいかどうかということも含めて、検討委員会で考えさせていただきたいと思います。法的なルールとしては特に問題ない状況でやらせていただきましたが、その辺のところがどのようにできるかやるべきかも含めて、少し検討させていただきたいと存じます。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） 工事にあたっては主任技術者を配置すると思います。その際に工事が別であれば主任技術者はAさんBさん、別にしなければならないかなと思います。そういう意味での会社の主任技術者の配置状況なども含めて考慮していただきたい、希望ですけども申し上げておきます。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（田中健人君） ただ今の高木議員からの再々質問に関して、町長という御指名をいただきましたので、重複しますが回答いたします。

もちろん法令遵守が前提であります。現状その地域の事業者、これは当町以外も含めて全国的に人手不足、特に技術職が不足しているという実態も踏まえて、総合的に判断を今後はしていく必要があるのかなと。ただ、一方では公平性の観点ですとか、あるいは設計図書が当然ある中で今回発注をしていますけども、その中である程度別の事業者を想定した上で工事を組んでいくほうがいいのかも含めて、これはきっと工事規模や工事内容に応じてケースバイケースの事例かなと思います。

ただ、いま議員からいただいた人手不足、技術者不足の中で、管理・技術責任者の配置等がなかなか実情置けなくなってきたということも社会情勢の変化として当然あり得ますので、しっかりとその辺りについては町として、今後の工事発注については何らかの配慮は総合的に検討していきたいと考えております。繰り返しですけど、前提はしっかりと法令遵守をした契約を行います。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 今回の機械設備工事だけでなく、ニセコ高等学校の工事全般にわた

って、現下の情勢の中で建築資材等の手配がなかなか難しくなっている状況下にあるのかなと思います。その中で特に期限の決まっている工事にあつては、資材等の調達にあたって配慮すべき事項ということで業者等への指導があつたかどうかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 三橋参事。

○総合教育課参事（三橋公一君） 篠原議員の質問にお答えいたします。

確かに今現在石油がなかなか入らないとか資材が入りにくいという状況のほうは、いろいろと新聞報道などで伺っております。今回の校舎の改修工事につきましても、恐らくそういう同様の案件が出てくるのではないかと考えているところでございます。もし仮に資材が入らない、どうしてもその工事が工期内で終わらないという場合については、工期の延長なり考えておりますが、工期の延長も、月いっぱい終わらず4月・5月までっていうことであれば、予算の繰越しなども検討しなければいけないのかなとは考えております。実際資材のほうにつきましても、工事の議決をいただいた後、工事の契約を行いまして、実際に工事が進んでいく中でどうしてもその資材がなかなか入りにくいと、この工事の期間など何とかならないかという相談等がございましたら、またその辺りで進めていくような形で考えております。

以上になります。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第4号 請負契約の締結について（ニセコ高等学校校舎改修工事（機械設備工事））の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高井議員。

○5番（高井裕子君） 幼児センターのセンター長、園長、副園長を新設されるという中で、会計年度職員と一般職員とどちらでもいいというようなお話があったかと思うんですけれども、余り例がないケースだと思うのでそのところを詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 加藤教育長。

○教育長（加藤紀孝君） ただいまの高井議員の御質問にお答えします。

園長職については、現行制度は会計年度任用職員の給与関係条例の中で規定をしている状態でありまして、これに今回新たに一般職員の給与を範囲に含める給与条例を今回の条例改正に追加をいたしまして、一般職員でも園長職、副園長職といったものにつけるようにしたいというのが今回の改正内容でございます。現在在籍している園長については、会計年度任用職員の今の法の枠内での任用でございますが、今後一般職員でも園長職も副園長職とともに就任、任用できるということになりますので、その状況に応じて職員内部から園長職についても登用していったほうが良いという方向であれば、例えばですけれども副園長がスライドして園長に就任するという機会も出てくるし、一般職員の中から園長職につくというケースもございますけれども、そういうことができます。また、現在のように場合によっては外の風を入れたほうが良いということであれば、外部の方、一般職員以外から登用する場合は現行の制度もそのまま残しておいて、会計年度任用職員として採用して外から公募などをかけ、園長職として就任いただくと。

このように、園長、副園長、それからもともといる幼児センター長、この3人の管理職員体制でセンターを運営していただくといったことを現在構想しております。まずは、今回副園長職ということ設けるのがメインで、副園長職についてはこれまで規定がございませんでしたので、一般職員の中から副園長は登用するといったところを目指してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） 今回機構改編の件ですけれども、ちょっとおさらい的なことになるのですが、国の方針で幼稚園と保育園を一体化する、それに伴って幼児センターという組織に改編されたと記憶しております。その上で、幼児センター長、園長、副園長の任務の分担についておさらい的に解説していただけたらと思います。

○議長（青羽雄士君） 加藤教育長。

○教育長（加藤紀孝君） ただいまの高木議員の御質問にお答えします。

幼児センター長、それから今園長、そして今回副園長ということで、3人の管理職体制にしたいということですが、職員のそれぞれ性格がございまして、現在いる幼児センター長につきましては教育委員会の事務局職員ということで役場の管理職員であります。これについての所掌範囲というのは、幼児センターの管理運営に関する規則というのを教育委員会で設けておりまして、その中で「幼児センター長は教育長の名を受けセンターの管理運営を掌理する」ということで、センター全体の管理運営、施設ですとか事務、こういったところについて掌握して事務を執行するという立場にございます。

一方、現在の園長については、同じ管理規則の中で規定はありますので、「園長は上司の名を受け短時間型・長時間型の保育、その他園務を掌理し」ということで、園の経営にあたっていただくと。この園長については、現在同じ教育委員会の職員ではありますが、事務局職員ではないといった位置づけで、あくまでもセンターの長であると、こういった置き方をしております。

今回、副園長については同様に、事務局職員ではなくて、このセンターの運営にあたるほうの立場ということ想定しております。ただ3人とも結局今回の条例改正で同じ役場の管理職員であるという位置づけ、身分は変わらないのですが、立場的にちょっと変わってくると。大変ややこしくて恐縮なんです、副園長については同様にこの管理運営の規則を今回教育委員会で改正いたしまして、副園長については「園長を助け園長の名を受けて短時間型・長時間型の保育、その他園務を処理する」ということで、園長・副園長についてはそれぞれ園務につかきどっていただきます。

そしてセンター長については、センター全体の管理ということで、この3人がそれぞれ役割分担をしながら幼児センターを運営していただくということで想定しております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑はありませんか。

篠原議員。

○9番（篠原正男君） ただいま、同僚議員の質問に対する答弁でおおむね了解、理解はできましたが、ただ気になった点が何点かありますのでお伺いをしたいと思います。

まず最初に、園長となるものの資格として、小学校の教職員免許を持っていて、実務が10年以上とかっていう何かそういう縛りがたしかあるはずかなという記憶が頭の片隅にあるのですが、先ほどの教育長の答弁では一般職からもなれると。その辺について詳しくお知らせをいただきたい。

合わせて、副園長となる者の資格といえますか、そういうものがもしあればお知らせください。特に教頭というような立場ですから、教員免許状を当然持っているか、幼稚園教諭・小学校教諭のどちらかだと思いますけども、そういう免許証を持っているか、実務経験が何年以上あるとかっていう縛りがもしあれば、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 加藤教育長。

○教育長（加藤紀孝君） ただいまの園長・副園長の資格の部分についてお答えしたいと思います。

実は私も現在詳細の部分について整理をしている最中でありまして、全体に把握していることは、現在の幼児センターについては幼稚園と保育所の一元化施設であるということから、基本的にはトップに就任するにあたって、それから副の立場についても法的な何か資格の縛りといったものはないと現在押さえてはいます。ただ、それを今一元化施設という言い方をしておりますが、これももとの切り分けでは幼稚園長、保育所長。特に幼稚園の園長さんについては、やはり幼稚園の学校教育法上の幼稚園の教員免許が必要になってまいりますし、それから一定程度の経験年数、こういったものはあります。今後、例えば一般職から特に園長に昇格させるなど内部から登用する場合については、そこら辺の法令の解釈が正しいかどうか。一元化施設という運営をしておりますので、今のところ私は特段必要ないのではないかなど。ただ、そこで引っかかるところはないかどうかというのは、今後しっかり確認をしてまいりたいと思っております。副園長についても同様でございます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 今後とも精査しながら、法的な縛りがあるかないかを調査しながら進んでいくということだと思いますが、基本的な考え方として幼児保育・幼児教育、それが一体となったときに、いわゆる教育的な配慮を持った管理職というのが私は必要ではないかと。よって、通常の一般職員がセンター長の位置に座って、幼児センター内の教育・保育に関わる指導統括をすべきものであるかどうかという、その辺の観点から考えていくべきではないかと思っております。ぜひともその辺を踏まえて、今後教育委員会の中で整理をしていただきたいなと思います。

○議長（青羽雄士君） 加藤教育長。

○教育長（加藤紀孝君） おっしゃること、私もごもっともだと思ひまして、現在一般職員というふうに申し上げておりましたが、基本的には幼児センターの今在籍している先生方、内部での登用、昇格ということを考えております。ですから、役場の管理職がぼっとなるとか、全く知識も経験もない職員がいきなりつくとか、そういうことは想定しておりません。今幼児センターで園務にあたっている先生方については、保育士、幼稚園の教諭免許を取得されてる方もいらっしゃいますので、そうしたことと御本人の希望も含めて、資格面でもしっかり配慮しながら、議員がおっしゃるように専門的な知見を持って、きちんと幼児センターの運営ができるということを念頭に、人事についてもあたってまいりたいと考えております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第6号 令和8年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

斉藤議員。

○7番(斉藤うめ子君) 1件質問させていただきます。

議案の10ページなんですけれども、児童措置費の中で先ほど説明がありましたけれども71万円、通学用かばん、ランドセルっていうふうに伺ったんですけれども、今回これ初めてこういう制度を始めたのか。そして内容なんですけれども、50個分は来年度からになるのか、その辺の詳細をもうちょっと説明していただきたいなと思ってます。よろしくお願いします。

○議長(青羽雄士君) 樋口課長。

○こども未来課長(樋口範幸君) ただいまの斉藤議員の質問にお答えいたします。

通学用かばんの件ですけれども、今回新しく始めたいと思っている事業で、副町長のほうから説明いたしましたとおり、令和9年に入学する児童の希望者にかばんを配るという事業になります。それで数が50個ということになってます。なぜ今こういう予算がついていう話ですけれども、今ラン活なんという言葉もあって、ランドセルの購入が非常に早くなっていて、今月くま組、年長さんにアンケートをとったら、もう6人の方が既に購入されてるような状態でした。この事業やるタイミングについても内部で議論になったのですが、やはり昨今の物価高など非常に厳しい状況ですし、少子化対策の一環もありますが、子どもの体の負担を軽くするためなので1キロ以内に収まるような鞆を選定して、無理やり渡すのもちょっとあれなもんですから、希望者に配布したいということで考えている事業になります。商品選定は大体終わってはいますが、そこにロゴを入れたりなどのデザインはこれから決定していきたいと考えているところになります。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7 番（斉藤うめ子君） お答えとちょっとかぶるかもしれませんが、これ新入生だけを対象に配ることを考えていらっしゃるわけですか。それから、今は子どもたちの通学用かばんってというのは自由にリュックだとか。ランドセルってというのは非常に高いですよね。値段が高くてピンからキリまであるんですけれども、最低でも 1 万円以上はするかなというふうに思ってます。それよりも安いリュックだとかそういうのを持ってる子どもたちも結構いるんですけれども、ちょっと割合は今現状どうなのかなっていうことを知りたいんですけれども。

それから、50 個っておっしゃったので、単純に 71 万円を割ると 1 万 4,000 円ぐらいかなと思ってるんですけれども、新入生を大体 50 人ぐらいというふうに考えていらっしゃるわけですか。6 年間ですから、1 年生は小さくても 6 年生になるとまた大きくなるので、ちょっとサイズが合わないかなっていうこともあるんですけれども。

希望者に配るということなので、もっと安いリュックとかを希望する生徒はそれでいいということで、それは自分で買わなければならないというふうになるんでしょうか。そしてこのランドセルというのは全く一律同じものですか。色違いはあるかもしれませんが、どういうものを想定しているのかその辺りも説明していただきたいなと思ってます。

○議長（青羽雄士君） 樋口課長。

○こども未来課長（樋口範幸君） 今小学生がどのぐらいの比率でランドセル以外のものを使ってるかということについては調査したことがなく、詳しくは分からないんですけど、見た感じだとそんなに多くはないかもしれません。4 年生ぐらいから荷物の量にに応じていうことだと思いますが、自前のものを使ってる方も結構いらっしゃるかなと思っています。

新入生の数ですが、今くま組は 32 人いらっしゃって、幼児センターに来てない方も何人いらっしゃいますが、現在 40 人いないような状態ですので、50 個あれば足りるかなと考えているところです。

鞆のサイズですけども、こちら今想定している商品はランドセルにかわる軽量なかばんということで、専用開発された商品を考えています。容量は 14 リッターのものを考えていますが、この 14 リッターという大きさは一般的なランドセルと同じ大きさになります。そのメーカーの商品展開で 15、16 リッターっていうのもあるので、今後さらに荷物が増えるようなことがあれば、来年度入学の子供たちは 14 リッター考えてますけど、将来的には選択制にするというのも視野に入れてはいます。

ランドセルを必ず背負ってきなさいという縛りは学校にはありませんので自由に使っていて、ランドセルと日替わりで今回お配りしたいと思ってる鞆を使っていていただいても結構ですし、そこら辺は自由に使っていただければなというふうに考えてます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員。

○7 番（斉藤うめ子君） この鞆っていうのはもう大体決まってると思うんですけど、予算として 50 個とっていて、それはしっかりしたもので前提としては 6 年間使えそうなものであると理解してよろしいんでしょうか。それと、もし生徒の中に買換えたいんだけどという 2 年生以上の子どもがいたら、希望者には配布するとかそういうことも検討の中にあるのかなということをやっと伺いたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 樋口課長。

○こども未来課長（樋口範幸君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

今のところ 2 年生以上のお子さんの購入は想定してない形になります。ただ、今回初めてやるので、1 年生に上がってからやっぱり欲しいというようなお答え要望には応えていっていきかなというふうには考えてます。2 年生以上っていう話があるようでしたら、来年度以降また検討していきたいなと考えてます。

以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（何事か声あり）

○議長（青羽雄士君） 斉藤議員、もう終わりました。3 回やりました。そんなわがままはダメ。

○7 番（斉藤うめ子君） いやいやわがままじゃなくて・・・ちょっとおかしいです。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6 番（小松弘幸君） 9 ページ、14 節町民センターエアコン設置工事の関係なんですけど、町民センターというとヒートポンプで空気を循環して使われているわけですけども、今のこの暑い時期が来ると、やはり皆様方、特に西側の研修室はすごく暑いかなと思っております。そういった中で、1 階の大ホールもすごい暑くて皆さん大変な状況ですが、今現在空調設備について検討されてることは理解できますが、今回のエアコン設置については一時的に設置して、今後検討した中で最終的には設備を再利用するというのも僕は理解します。ただ、空調設備の結論は大体いつぐらいにめどに考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） いつまでにと決めてるわけではないんですが、ただご使用になっている皆さんからのご要望といいますか、本当に相当暑いぞと伺っているものですから、それはなるべく早くということで、例えば来年度はどうするかということについては、来年度予算までの中でいったんは結論が出るだろうと思いますし、ちょっと伸びるかもしれないということも含めて、ほかの方法をつかった全体的な空調の部分については、今検討させていただいています。具体的なお尻がはっきりと決まっているわけではないんですが、その年度年度は意識させてもらいながら検討していきたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 田中町長。

○町長（田中健人君） ただいまの答弁に補足いたします。今年度の当初予算の中で、公共

施設の複合化に関する調査というものも入れさせていただいていたと思います。町民センターにつきましては、改修したのはまだ日は浅いですが、建物自体は今後建て替えの時期は、迫ってきているのかなと思います。今あそぶつくや体育館も含めて、複合をしたときのコスト費用の比較も含めて、今年度調査を検討していくというところではございますが、調査内容を踏まえて大きな投資については意思決定をしないといけないと受け止めております。少なくとも今年度は複合化に関する調査検討を行います。もしかしたら今年度中に結論まで至らないかもしれません。

今大規模な地中熱ヒートポンプを採用している空調設備ですけれども、これをより昨今の温暖化に伴う気候に対応する、あるいは除湿も含めてとなると、まだ概算レベルではございますが億近い、あるいはそれを超えるような設備投資が必要だということなところも予算編成の中でも出てきました。まだもしかしたら建て替える可能性もあるということもございますので、まずは、とはいえ、この夏も当然暑くなるだろうというところがございますので、限られた中で全施設というわけにはいかないのは大変心苦しいですが、少しずつ改善していきたいということで今回予算補正をさせていただいたというところでございます。

なお、補正でございますが、町民センターは避難所にも指定しておりますので、財源としてはこういった空調設備の更新については特別交付税の措置があるというところもございます。それらを総合的に勘案して、今回このタイミングで補正をさせていただき、これから夏を迎える猛暑の時期に備えたい最小限度といいますか、できる限り今回備えたいというところまで上程をいたしました。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 小松議員。

○6 番（小松弘幸君） ただいま町長からも防災の関係で町民センターを利用することになると。そういった中で体育館もエアコンがない状況の中で、これ夏に災害が起きた場合にはとても暑くて入れるような状況じゃないと思いますね。そういったことで、早めにそういった防災の観点からも考えて、エアコンの設置などを考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。それについてお伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（加藤紀孝君） 議員おっしゃるとおりだと思います。体育館も学習交流センターあそぶつくも今だんだん老朽化してきて、ほかの施設、有島記念館、幼児センターもそうですけれども、老朽化してきています。いざというときには町民の避難所として考える場合もございますので、そうした施設についてもそういった面からの改修というのきちっと一緒に考えていきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 2 件お伺いします。

最初に 10 ページの先ほど来話が出ています通学用かばんに関してですが、このこと自体

は私は大変いいことだと思います。ただ、今回の臨時会で提案されるべき事項だったのかなということを、ちょっと懸念材料として持っております。本来であれば、当初予算において議会も町側もそれなりの時間を尽くして取り組むべき事項ではなかったのかなというふうに考えております。そこで、これを単に子育て支援、もしくはその家庭の負担軽減という観点ではなく、子どもたちも親も、また学校ももらってという言葉もちょっと不適切じゃないと思いますが、身につけることによって良かったなと思えるような仕組みをつくっていくことが、私は大事なんだろうと思います。ですから、先ほど来の説明では、アンケートをとったというだけではなくて配布することの意義をどう周知するかということ、それぞれ行政と家庭と学校、家庭という保護者と学校がどうつくり上げていくかという、その辺の考え方を伺いしたいと思います。

もう1点は、その下の子ども家庭センター相談窓口に関してですけれども、保健福祉課の中にこれを置くという説明がございました。それで、果たして保健福祉課の窓口においてこのセンターなるものが適切に運営され運用されていくのかなという疑問を持っております。もっと母親、もしくは子が相談しやすいような場っていうのは、ほかにあるんじゃないかなと。いわゆる役場内の不特定多数が集まって来る場所へ来たことが特定されるようなことではなくて、しっかりと秘密が担保されていくような、そんな施設やもしくは運用を考えるべきじゃないかなと思います。また、これを運用するにあたって、1,000万ほどの人件費が確か充当されてるという説明があったかと思いますが、職員は1名配置するというような予算組みであるかなというふうに読めるんですけども、その窓口の体制についてもどのような体制を考えられているのか伺いしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○保健福祉課長（富永匡君） 篠原議員の御質問にお答えします。

まず設置の状況というか、庁舎内の保健福祉課の中に設置をさせていただくという形になりますので、いろんな秘密の保持ですとかその他につきましては、もちろん配慮はいたします。ただ、やってみなければ分からないっていう言い方はちょっとあれなんですけども、やっていく中で必要な措置ですとか人の配置っていうことにもなってくるのかなと思ってます。まず令和6年度の児童福祉法の改正によって、一応努力義務という形ではなくなっていますが、各町村に設置をなささいということになっていますので、設置をする形を考えています。やっていく中で不都合なところがあったりすると、それについては改善という形をとりたいと思っています。あと1,000万ぐらいの人件費ということですが、既存の職員、例えば私の給料なんですけど、それに充当する部分と新たに会計年度任用職員の保健師を考えておまして、これは当初予算からみてはいましたが、それで230万円ほどの人件費を今のところみている形になっております。ですから、今回補正の中は350万ほどですけども、それ以外にも予算に充当していくというような形になっています。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 教育長。

○教育長（加藤紀孝君） 私からは最初の質問、10 ページの消耗品費 71 万円、通学かばんの配布事業についてお答えいたします。2 点御指摘ございました。

1 点目の提案時期がこの次期、臨時会というタイミングになったということについては議員御指摘のとおりでございます。この時期になって遅れたことについてはお詫びいたします。こうしたものについては、今後丁寧にしっかり検討を重ね、着実に、なるべく当初で御提案できるようにということで、必要な事業を検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それから、2 点目の議員御指摘の「家庭の負担軽減だけではなくその先の」とこういったお話でございますけれども、こちらもごもつとも、おっしゃるとおりと私も思います。基本的にはこの事業のスタンスは、町長の執行方針であります「子ども真ん中ニセコへの挑戦」について、子育て世帯の負担軽減を引き続き取り組んでいくという姿勢の中での今考えられる手を一つ一つ、担当としてもこれ実行可能だということを踏まえた上で、打ち出したものでございます。おっしゃるとおり、負担軽減策で良かったということだけではなく、そこから先、実際に使ってみてどうだったか、そういったことも含めて、ニセコ町では子育て世代をいろんな面から応援しているんだよという中で実感をしていただけるような、子どもさんもそうですし親御さんもそうですが、施策の展開の仕方に配慮してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（田中健人君） 一つ目の通学用かばんの件について、少し補足をさせていただければと思います。議員から御指摘ございました、当初で扱うべきではないかという観点についてでございます。もちろんいろんな考え方があるということは承知の上ではございますが、皆様見られた方もいらっしゃるかと思います。今年 3 月末に北海道新聞のほうで近隣の留寿都村で同様の事業をされているという記事がございました。もう一方では、蘭越町では先駆的に取組について導入しているという話も聞いております。私も 4 月に入ってから、学校行事のほうに来賓という形で参加をさせていただく機会もございました。その中でも「うちの町はこういうような取組を町長考えてくれないのかい」というようなお声があったのがきっかけの一つでございます。

当然限られた財政状況の中、広く検討をじっくり熟慮すべきだという考えもございます。一方で、先ほど課長からも説明ございましたが、いわゆるかばん・ランドセルも含めて、購入についてはかなり早い時期から準備をされる「ラン活」という言葉もございます。その中で、例えば来年の予算編成の中でこれを導入するとすると、再来年 4 月入学の子どもたちを対象とした事業にならざるを得ないという状況もございます。現状どういうニーズがあるかとか、あるいは保護者の方々からお声をいただいて、行政としても可能な限り迅速に応えていきたいという思いから、今回の臨時会にて上程をさせていただくのが望ましいのではないかとということに至りました。

また、その導入に向けて、4月には元くま組の来年入学される保護者の方向けに簡単なアンケートもさせていただきましたが、アンケートを取らせていただいて声を聞いた上で、やっぱりその対象は翌年からですというのもなかなか忍びないという判断もございまして、いつからというのは正解があるものではございませんが、これはいつ導入するべきか、なるべく私どもとしてはできる限り早いタイミングでと考えております。

本来であれば、斉藤議員からもございましたが2年生以上の生徒さんはどうなんだという声もあります。もう既に関われたという方もいらっしゃいます。ただ、今回のかばんについては、まずは新入学生を対象に町として応援をしていきたいところ、そして、これはランドセルというものに限定するのではなく、既にもうランドセル買われた方、あるいは通学用かばんを買われた方も当然いらっしゃいますが、それ以外の活用もできる、あらゆる場面でも活用が見込めるということを見越して、今回この臨時会で上程をさせていただき、皆様から御審議をいただいた上で、行政としてはなるべく来年4月の最速のタイミングで届けていきたいなという思いであることを補足いたします。

以上でございます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） 同じく10ページ、子ども家庭センターの話が出ました。これ御答弁にありましたように、政府の方針で設置がほぼ義務づけられたということだと思いますが、副町長の説明では母子保健とか児童福祉といった側面の相談窓口、組織というふうに書いてありました。それで、やはり中核を担うのは保健師というふうにも説明されております。今までの保健福祉課の業務の重なりもかなりあるんだと思いますが、新しい組織を立ち上げるということになったと思います。それで今後いろいろ検討するっていうこともお話をしましたけども、これが立ち上がるということになれば十分活用されるように、体制の確立はもちろんですけども、周知ですね、悩みをいろいろ抱えてる方、あるいは児童虐待など社会的に問題になっていることへの対応についての窓口になると聞いておりますので、できるだけ早期に人員配置も含めてすべきだなと思います。今回の10ページに出ているものは事務用品などが含まれておりますけれども、一番大事な人的措置については早急に行うべきではないかと思いますので、考えをお聞きます。

それと2点目はですね、ちょっと具体的な事案ではないんですが、今回の契約案件の中に当初公営住宅の改修の契約案件が出るはずだったように思います。ただ、後から聞きますと、入札において不調が生じた、落札できなかったということで聞いておりますが、今後の対応について対策はどのようにするのか、事業を止めるわけにはいかないと思いますので・・・

○議長（青羽雄士君） 高木議員、その案件は今の議案の内容と違います。

○3番（高木直良君） 予算の執行に関わる話だと思って。補正予算の中身ではないんですけども、予算全体に絡んでるというふうに・・・

○議長（青羽雄士君） 入札の不調等に関しては、我々に報告はなくてもいい案件だと思います。

ます。町のほうからの提案なりされたときに、我々が審議する事だと思います。

○3 番（高木直良君） はい、最初の質問だけで。

○議長（青羽雄士君） 富永課長。

○保健福祉課長（富永匡君） 高木議員の質問にお答えをいたします。

この子ども家庭センターの設置にあたりまして、突然相談を始めるというよりも、今まで保健部門と福祉の部門でそれぞれ行っていたところを、子ども家庭センターということで垣根を取っ払って一体化して支援をしていくと、相談を受けるという形になっています。ただ、これも国のほうで定めているというか決めてるところなので、ニセコ町ぐらいの規模の話ではなく、やっぱり保健部門が全然別な課で別な建物でとかっていうところは、当然その垣根を飛び越えてつなぐ役割のセンターというのが必要になってきますが、ニセコ町は実は同じ課でやっていてそこまで垣根があるわけではないんですけども、先ほど篠原議員の質問の中でも答えたんですけども、新たな職員、会計年度任用職員のパート職員なんですけども保健師を雇うというかたちで考えてまして、これについても今後の運営をしてる中でパートじゃなくて常勤がいいんじゃないか、もう1人いるんじゃないかということになれば、当然増やしていくというかたちになると思ってます。ですから、取りあえずは今それぞれでやっていたところをつないで、切れ目のない支援をしていくというかたちで子ども家庭センターを設置し、やっていく中で人の配置などを考えていく必要があるときは考えるというかたちを考えております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第6号 令和8年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第7号 令和8年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

斉藤議員。

○7番（斉藤うめ子） ページで言えば、27ページになります。精密水質検査委託料の件で伺います。これPFASっていうこの問題ですね、これかなり前から全国的に問題になっていたことなんですけれども、私もこの言葉は知ってたんですけど、内容について余り詳しく知りませんでした。永遠の化学物質って言われていて、特に都会などでは大きな問題になってきたように思うんですけれども、ニセコ町は今初めて精密検査を始めるということになったんですけど、このタイミングはちょっと遅過ぎるのかなと感じてるんですけれども、その辺のところ説明していただきたいなと思ってます。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○上下水道課長（重森省宏君） ただいまの斉藤議員の御質問にお答えいたします。

このPFASというものなんですけれども、副町長の説明でもありましたように主な用途としては、フッ素加工だとか撥水性のものだとか化学的な消火剤の成分としても過去使われていて、今は使われていないそうです。そういったものに使われて、体に良くないということが近年分かってきての話題になってるところでございます。

ニセコ町につきましては、今頃ということの御質問だったんですけれども、既に令和6年の水質試験から上水に関しては年1回検査を行ってまして、今のところ6年7年と検査はしております。当然ニセコ町は良好な自然環境なので、検出は無しということで確認はとれています。このたび国のほうで簡易水道でいけば6か月に1回浄水の検査、原水は年1回は最低限やりなさいという決まりとなったもので、当初予算でも浄水の予算に水質検査1回分を見てるんですけれども、6か月に1回の浄水のものに年に1回の原水の水質検査ということで、それぞれ1回ずつ今回提案させていただいたという内容となっております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

高木議員。

○3番（高木直良君） 27ページに計上されております用地測量の境界確定業務についてです。これは3月議会でも一般質問ありました。水源地、あるいは周辺の保全という質問がございまして、それに関わるということで計上されたのかなと思います。それで、これは今後用地測量、境界測量した上で周辺の土地の買収をしていくっていうことを考えられているのか、この先の話について関連した説明をしていただければありがたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○上下水道課長（重森省宏君） ただいまの高木議員の御質問にお答えいたします。

このたび上げさせていただきました補正予算につきましては、民地、個人が持つる土地

の中にある水源、水源から浄水場まで引き込む導水管という管になるんですけれども、その管について買収するとかではなくて、その土地の登記の中にそういう重要な施設が入りますよっていうのを表記していただくことをお願いをしようということで考えております。その登記に使用する図面を作成するための予算の計上としております。こちらの図面ができ上がりましたら、順次各所有者のほうとの折衝等を進めてまいりたいと、今後の予定として考えております。

以上です。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3 番（高木直良君） 先ほど副町長の説明で何万筆とか、かなりの数を準備するわけですね。

（「10 筆」の声あり）

○3 番（高木直良君） 10 筆だけですね、分かりました。何万筆って聞こえて。すいません、分かりました。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 質問ではないんですけど、確認の意味でお伺いしたいと思います。28 ページの 4 月を 5 月に訂正するというこの内容でよろしかったのでしょうか。お願いします。

○議長（青羽雄士君） 重森課長。

○上下水道課長（重森省宏君） 篠原議員の御質問にお答えします。

誤記をしてしまい大変申し訳ございませんでした。こちらにつきましては、27 ページ以降のところで 5 月と表記するべきところを、4 月と前回のままで記載をして提出をしておりました。大変申し訳ございません。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9 番（篠原正男君） すいません 26 ページも訂正が必要という話でしたが、訂正というのはそれだけですか。時間が経っていますから端的に言いますと、議案の表記としてこの表記でいいのでしょうか。それを含めてお答えください。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 議案という形になりますと、例えば簡易水道であれば 14、15 ページのところで標記申し上げて一番下に「ニセコ町長 田中健人」と入ってるところまでを議案とさせていただいておりますが、それに伴う説明資料が以下についているということで、その内容を確認をさせていただいたと、そのような状況で考えております。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9 番（篠原正男君） 本当に何回も細かい話で申し訳ないです。今お話があった議案は、先ほど来のものだということの捉え方としては、例えば 17 から 29 ページにある予算明細書等も含めて私は議案だと思っています。参考資料ではないと思うんですね。であれば、端

的に言います。0804 という表記は正しいのかどうかを、私はお伺いしているのであって、その点について説明いただければと思います。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 議案として提案するということで正しい表記かどうかという部分でございますので、そのこのところについては企業会計ということでスタートした中で、ちょっとまだその辺の整理が追いついてないのが実際のところかと思っておりますので、その辺のところはしっかりとどのような形が本当にふさわしいのかという部分については、改めて精査をさせていただきたいと思っております。今回この 0804 という表記で提案をさせていただきましたが、これも含めてどこが適正なのかということについては改めて御提案の時点で検討し、御提案させてもらいたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第 7 号 令和 8 年度ニセコ町簡易水道事業会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第 8 号 令和 8 年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

篠原議員。

○9 番（篠原正男君） ちょっとページ数がわからないのですが、議案の表題として「公共下水道事業」というのは正式名称でしょうか。「ニセコ町公共下水道事業」が正しいのではないのでしょうか。先ほど来より、説明は「公共、公共、公共」と言っておりましたが、その

辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 町長。

○町長（田中健人君） ただいまの質問、あるいはその前の質問も関連しましてお答えいたします。

まず、どちらが正しいかという議員の質問に対しては、「公共下水道事業」と公共がつくほうが正しい。これ、議事の日程にも記載があると思いますが、議案の31ページのニセコ町下水道事業会計補正予算という表題については、本来「公共」が入るほうが正という認識でございます。

こちらと先ほどの表記ですとか、別の質問で高井議員からも税別・税込みの金額についての表記の御要望もいただきました。その辺り含めまして、改めて議案の正確度を高めていくといったところを事務員・説明員含めていま一度見直しをして、より円滑な議会運営に資する資料となるように全庁あげてしっかりと見直していきたいということで回答をしたいと思います。

○議長（青羽雄士君） 篠原議員。

○9番（篠原正男君） 何回もすいません。訂正はされないのでしょうか。正しい議会運営をしていくには、お互いにそういうのは必要だろうと思います。その中で、いわゆる資料扱いとして、だからそれは関係ないんだということではなくて、直すべきものは直すということしていくのが正しいのではないかなと思いますが、今回はそれはしないということなんでしょうか、お伺いします。

○議長（青羽雄士君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 訂正をさせていただきたいと存じます。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第8号 令和8年度ニセコ町公共下水道事業会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（青羽雄士君） 以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて、令和８年第３回ニセコ町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前 12 時 40 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青羽 雄士（原本自署）

署 名 議 員 高木 直良（原本自署）

署 名 議 員 榊原 龍弥（原本自署）